



2015.8.6

ワイン醸造実務ニュース (Oe -4 / 2015)

<ワイン製造 (表示) に関わる告示についての意見募集 (パブリックコメント) >

醸造実務ニュースでお知らせしてきましたように、ワインの表示等に関するルールの変更が計画されています。現在何件か関連する意見募集が公開されていますので、以下にお知らせします (以前のお知らせと重複するものもあります)。

現在募集中の案件は 3 件あります。

- ① 「酒類の地理的表示に関する表示基準」の全面改正
- ② 「果実酒等の製法品質表示基準 (案)」の制定
- ③ 「酒類の表示の基準における重要基準」の一部改正 (案)

これらの案の内容等の詳細はそれぞれ、サイト上の別の窓口になりますが、下記の電子政府の総合窓口 (e-Gov) にまとめて掲載されています

(e-Gov) <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?OBJCD=100410>

また、意見の提出方法等は、各サイトに記載された方法に従ってください。

郵便等による場合：〒100-8978 千代田区霞ヶ関 3-1-1

国税庁課税部酒税課地理的表示担当

Fax による場合：Fax 番号 03-3581-4182

インターネットによる場合：e-Gov

問い合わせ先：国税庁課税部酒税課地理的表示担当 Tel 03-3581-4161 (内線 3507)

- ① 「酒類の地理的表示に関する基準」の全面改訂

意見提出は、本年 (2015年) 9月11日 (金) となっています。

パブリックコメント掲載ページは以下となっています。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=410270036&Mode=0>

- ② 「果実酒等の製法品質表示基準 (案)」の制定

意見提出は、本年 (2015年) 9月27日 (日) となっています。

パブリックコメント掲載ページは以下となっています。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=410270037&Mode=0>



③ 「酒類の表示の基準における重要基準」の一部改正（案）

意見提出は、本年（2015年）9月27日（日）となっています。

パブリックコメント掲載ページは以下となっています。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=410270038&Mode=0>

これは、酒類の取引の円滑な運用及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要のあるものを定めたもので、②の「果実酒等の製法品質表示基準（案）」がこれに追加されています。

なお、上記のうち②の「果実酒等の製法品質表示基準（案）」の意見提出については、後日公表される予定の「取扱通達（案）」の意見募集も合わせて検討した上で上記の期日までに、これらの意見を提出するようにして下さい。

以 上

（文責 （一社）葡萄酒技術研究会 専務理事 村上）